



概要版



豊橋市自転車活用推進計画



自転車がいきいきと走るまち
「とよはし」を目指して

豊橋市
Toyohashi city

計画策定の背景と目的

自転車は移動手段として、とても優れた乗り物です。自転車を生活に取り入れることで、健康、経済、環境等の面で様々なメリットを享受することができます。人々の健康志向や環境意識の高まり等を背景に、その利用ニーズは高まっており、メディアに取り上げられる機会も増え、自転車に関するイメージも変わりつつあります。

近年、国土交通省と警察庁との連携のもと、自転車利用環境の改善のために様々な取組みが進められています。平成23年10月には警察庁より、自転車は「車両」であることの徹底を基本的な考えとした総合対策の推進のための通達が出され、平成24年11月には国土交通省と警察庁が、自転車ネットワーク計画の作成やその整備、通行ルールの徹底等を各地域で進めるためのガイドラインを策定しました。

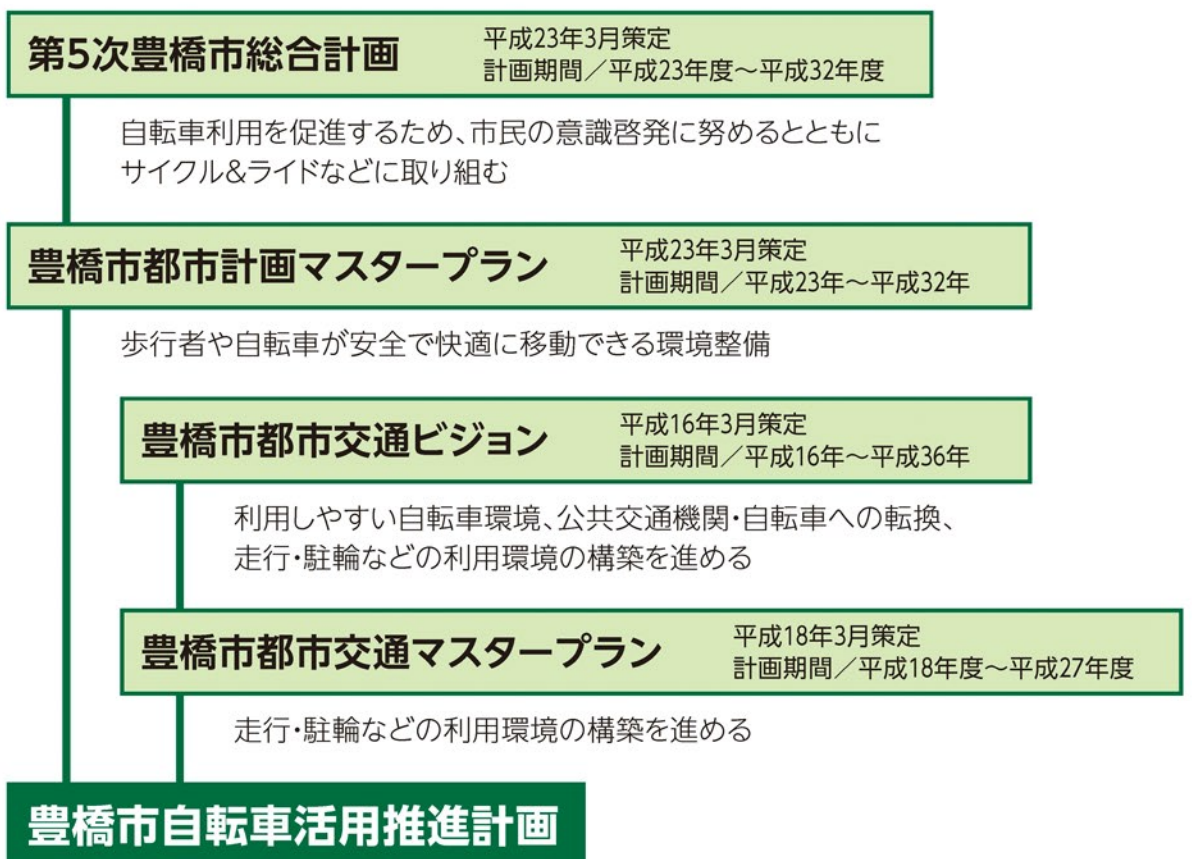
第5次豊橋市総合計画では、基本構想に示すまちづくりの大綱のひとつである「快適で利便性の高いまちづくり」を進める取組みとして公共交通の充実を図ることとし、「自転車利用の促進」を取組みの基本方針として、過度に自家用車に依存しなくても移動できるまちを目指し様々な取組みを行っています。また、豊橋市都市交通ビジョンでは「自転車にやさしい利用環境の構築を進めるとともに、普及啓発を進める」ことを方針として掲げています。

そこで、本市の都市交通体系における自転車の位置付けを明確にするとともに、自転車の通行空間及び利用環境の整備や安全利用の促進により、自転車の活用を推進するため、「豊橋市自転車活用推進計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、市民、企業、学校、各種関係団体、国、県等との連携・協働のもと、わが国を代表する自転車先進都市を目指し取り組んでいきます。

計画の位置付け

本計画は本市の上位計画を踏まえ、自転車の活用を推進していくための実行計画です。



自転車のメリット

自転車は、非常に手軽に利用できる交通手段であるとともに、その利用を日常生活に取り入れることにより、健康、経済、環境等の面でのメリットが期待できます。また、自転車の利用により、利用者がこれらのメリットを享受するだけでなく、企業や商業施設、地域、地球環境等にも良い影響が期待できます。

メリット

1 近距離の移動に最適

手軽で効率的な移動

近距離では自動車より速い

四季・風景の体感

5km以内では
自動車よりも早く
目的地に着くと
言われています

メリット

2 健康に良い

メタボリック症候群対策

生活習慣病の予防

社員の健康維持

医療費の抑制

日常の
生活の中で
無理をせず
運動できます

メリット

3 コストが安い

支出の節約

企業の経費抑制

ガソリン代等が
かからず、
利用コストが
とても安いです

メリット

4 環境に優しい

大気汚染の防止

地球温暖化の抑制

二酸化炭素等を
排出しない、
環境に優しい
乗り物です

メリット

5 地域社会の活性化

企業イメージの向上

地域経済の活性化

コミュニケーションの活性化

企業や経済、
地域コミュニティに
対しても良い
影響があります

豊橋市における現状と課題

本市における自転車利用の現状から、以下が課題としてあげられます。

○自家用車利用からの転換

…通勤・通学時の交通手段について自家用車の分担率が65%と、全国平均の46%より高い

○安全で快適な通行空間の整備

…自転車通行空間があまり整備されておらず、整備の要望も高い

○駐輪場の活用及び整備

…活用の余地のある駐輪場がある一方、放置自転車対策等も必要

○自転車に関係する交通事故の削減

…自転車が当事者となる事故が年間700件程度発生

○ルール遵守、マナー向上のための更なる取組み

…自転車の利用のしやすさ、利用者のマナーに関する満足度が低い

計画の基本的な考え方

都市交通体系における自転車の位置付け

近距離(概ね5km以内)の移動における最も重要な交通手段

目標像

自転車がいきいきと走るまち「とよはし」

自転車を市民一人一人が安全で快適に利用し、身近でかつこいい乗り物として日常生活の様々な場面で活用するまちを目指します。

目標年次

平成32年度

基本方針

本市では以下の基本方針に基づき、自転車の活用を推進していきます。

- 基本方針 1 自転車が安全・快適に移動できる利用環境の整備
- 基本方針 2 自転車利用者等がルールを遵守する交通安全意識の醸成
- 基本方針 3 自転車を生活に取り入れたライフスタイルへの転換

3つの基本方針に基づき、目標年次までに達成すべき目標

目標

- 目標 1 自転車利用環境に対して満足と感じる人を**過半数**にする

【参考】平成24年時点 ● 自転車の利用環境に満足・やや満足：34%

豊橋市市民意識調査(平成24年)より

- 目標 2 自転車が当事者となる交通事故を**半減**させる

【参考】平成24年時点 ● 自転車が当事者となる事故件数：641件

豊橋の交通事故(平成24年)より

- 目標 3 日常的な自転車利用者を**過半数**にする

【参考】平成24年時点 ● 自転車の週1日以上の利用割合：35%

自転車利用に関する市民アンケート調査(平成24年)より

実施施策

本市では自転車の利用目的ごと対象を明確にし、世代や利用方法に応じて施策を実施していきます。また、ハード事業とソフト事業の連携を行い、イメージ戦略も積極的に活用しながら施策を進めていきます。

主要な実施施策

施策 1 通勤時の自転車利用への転換促進

過度な自家用車利用への依存や朝夕の渋滞等の解消のため、通勤手段を自家用車から自転車へ転換することを促す取組みを進めていきます。

実施事業

- 通勤目的の自転車ネットワーク路線の整備
- 交通結節点における駐輪場整備
- 企業向け自転車通勤促進セミナーの開催 …等



施策 2 通学時の自転車利用者の安全確保

通学時の自転車利用時の事故減少のため、自転車利用のルール、マナーに関する教育を引き続き実施していきます。

実施事業

- 通学ルートにおける危険箇所の解消
- 自転車免許制度等の新たな安全教育手法の導入
- 自転車利用のメリットの教育 …等



施策 3 買物時の自転車利用環境の向上

市民の多くが買物時に自転車を利用していることから、誰もが安心して買物ができるようにするため、通行や駐輪のための環境を整備していきます。

実施事業

- まちなかにおける駐輪環境の向上
- 自転車の貸付及び補助と併せた安全教育実施
- 自転車普及のための貸付及び補助 …等



その他の実施施策 3つの主要な実施施策以外に、複数の目的に共通する取組み等を実施していきます。

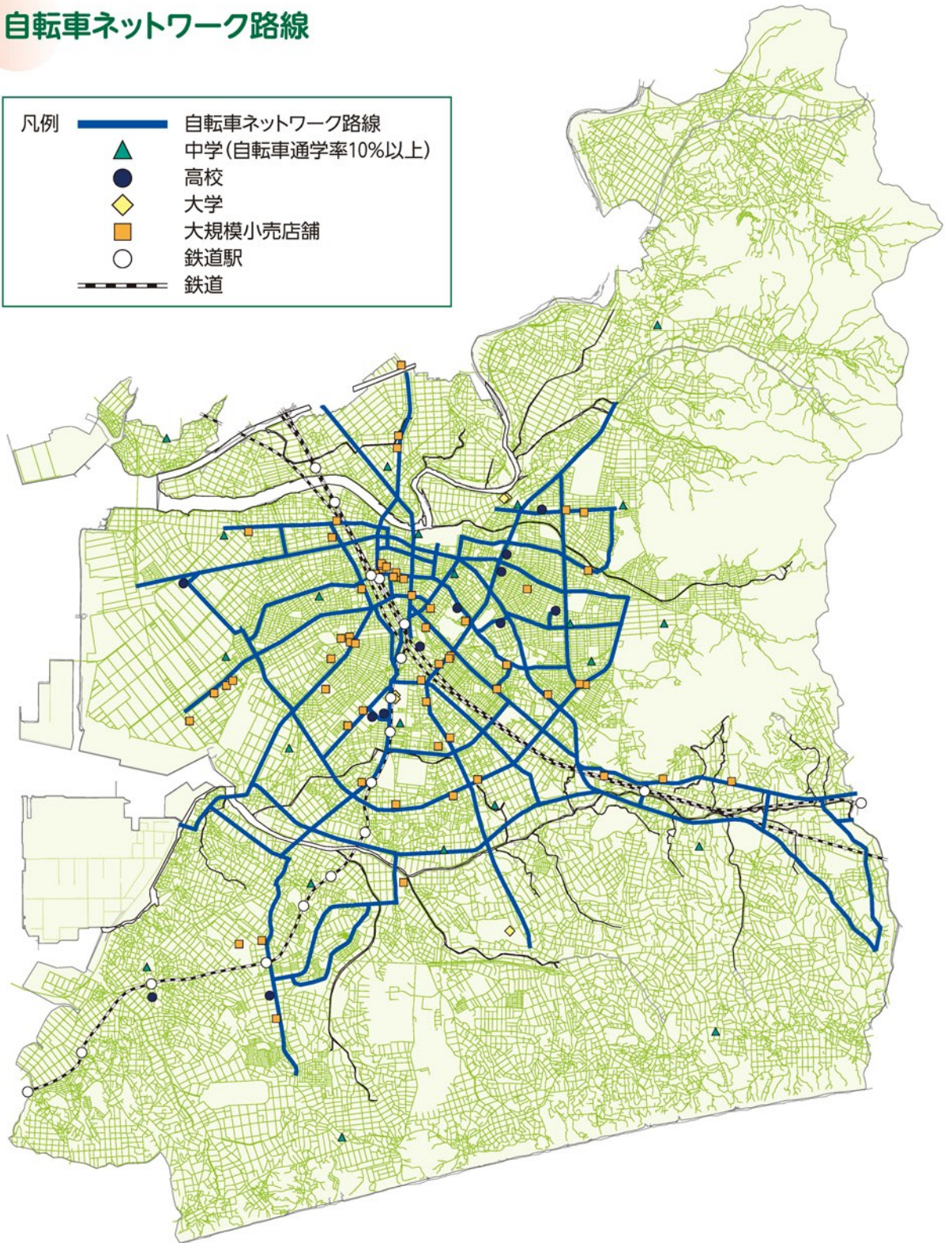
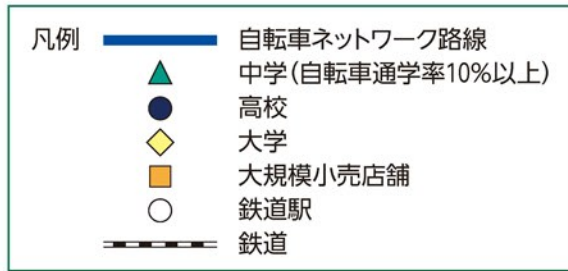
実施事業

- 自転車ネットワークの構築
- 自転車保険のPR
- 対象・課題に応じた安全教育の実施
- 自転車イベントの開催 …等

自転車ネットワークの構築

国から発出された「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、連続的かつ面的な自転車ネットワーク路線を選定し、国、県、市の道路管理者が連携しながら自転車ネットワークを構築していきます。自転車ネットワーク路線は、主な施策である通勤・通学・買物の3つの利用目的に基づき選定します。また、整備にあたり詳細検討や協議を実施し、必要に応じてネットワークの見直しを図っていきます。

自転車ネットワーク路線



実施スケジュール

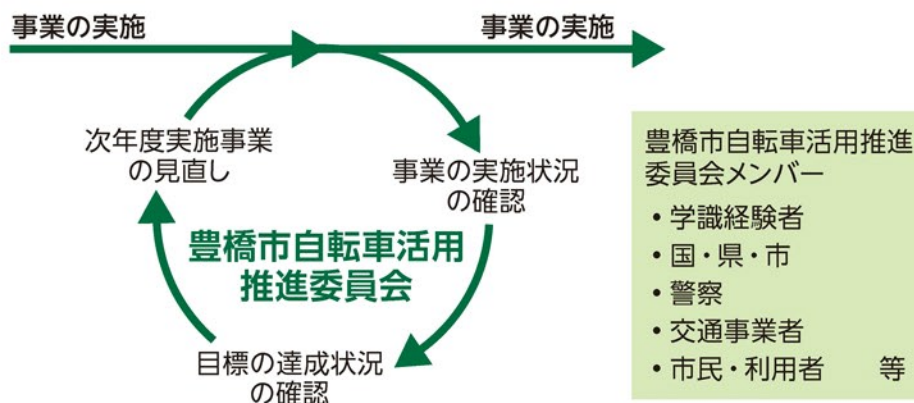
本計画の期間は、平成32年度までの7年間ですが、限られた期間の中、効果的に施策を実施するため、平成29年度までの4年を前期、その後の3年を後期とし、各事業の重要性や実現可能性により、前期から優先的に取り組む事業と後期から取り組む事業に分けて実施スケジュールを整理します。

事業の実施スケジュール

目的	事業の区分	実施事業	実施時期		
			前期 H26~29	後期 H30~32	
通勤	通行空間	通勤目的の自転車ネットワーク路線の整備			
	駐輪	交通結節点における駐輪場整備			
	安全教育	企業を通じた交通安全教室の実施			
	意識啓発		企業向け自転車通勤促進セミナーの開催		
			健康増進のための自転車活用推進		
			サイクル&ライドの推進		
支援・補助	企業における自転車通勤環境の改善				
通学	通行空間	通学ルートにおける危険個所の解消			
	駐輪	交通結節点における駐輪場整備(再掲)			
	安全教育	自転車免許制度等の新たな安全教育手法の導入			
	意識啓発		自転車利用のメリットの教育		
			サイクル&ライドの推進(再掲)		
買物	通行空間	買物目的の自転車通行空間の整備			
	駐輪	まちなかにおける駐輪環境の向上			
	安全教育	自転車の貸付及び補助と併せた安全教育実施			
	支援・補助	自転車普及のための貸付及び購入補助			
共通	通行空間	自転車ネットワークの構築			
	利用環境	自転車利用環境向上のためのスポットづくり			
	安全教育	対象・課題に応じた安全教育の実施			
	意識啓発		自転車保険のPR		
			利用目的に応じたメリットの周知		
			自転車マップ等の作成		
	レジャー		サイクリング、ポタリングコース等の設定		
自転車イベントの開催					

進捗管理

計画の目標達成に向け、「豊橋市自転車活用推進委員会」を定期的開催し、事業の実施状況や、目標の達成状況の確認を行い、次年度に実施する事業の見直しを行っていきます。



自転車安全利用五則 ルールを守り、安全に自転車を利用しましょう。

1 自転車は、車道が原則 歩道は例外



※13歳未満と、70歳以上は歩道を通行することができます。
※それ以外の方でも、自転車通行可の標識のある場合、歩道を通行することができます。



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



4 安全ルールを守る



2 車道は左側を通行 (逆走禁止)



5 子どもはヘルメットを着用



幼児・児童の保護責任者の方は、衝撃でヘルメットが飛ばないようにしっかりとあごひもをしめてあげてください。



豊橋市自転車活用推進計画 (概要版)
平成26年3月
発行◎豊橋市
編集◎豊橋市都市計画部都市交通課
〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地
TEL 0532-51-2621 FAX 0532-56-5108

◎この冊子は、カラーユニバーサルデザインに対応しています。
◎この冊子は、再生紙を使用しています。